

## 2010年世界農林業センサスにおける主要改正点

平成20年10月

農林水産省統計部

## 農林業経営体調査

事 項	変 更 点	変更理由等												
1 調査期日	沖縄県については、農業状況の違いから調査期日を12月1日としていたが、全国統一して調査期日を2月1日とする。	農業状況の変化から調査期日を12月1日とする必然性が弱まり、調査期日を統一することにより調査事務を一元化し、調査の効率的実施を図る。												
2 調査方法等	変更なし													
3 調査項目	<p>2010年世界農林業センサス農林業経営体調査の調査項目の相違点は、「調査票新旧対照表(案)(1)農林業経営体調査」を参照。</p> <p>また、従来の北海道用、都府県用、沖縄県用に分かれていた調査票を一つの調査票に共通化。</p> <p>なお、調査項目数を前回と比較すると、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調 査</th> <th>2005年</th> <th>2010年</th> <th>新規</th> <th>削除</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林業経営体調査</td> <td>375</td> <td>202</td> <td>1</td> <td>174</td> <td>173</td> </tr> </tbody> </table>	調 査	2005年	2010年	新規	削除	増減	農林業経営体調査	375	202	1	174	173	<p>農林業の基本構造の把握に必要な基本的項目の把握に重点化するとともに、政策的な利活用の状況を踏まえ、行政資料や他の統計調査等で把握可能な調査項目については、簡素化又は廃止を行い、調査客体の負担軽減を図る。</p> <p>また、調査票の共通化により、調査業務が効率化するとともに、全国共通の調査結果の表章を可能とした。</p>
調 査	2005年	2010年	新規	削除	増減									
農林業経営体調査	375	202	1	174	173									
4 集計及び報告	都道府県で行う結果表の作成については、用紙への出力から、磁気データ保存へと変更する。	集計の効率化及びペーパーレス化を図る。												

## 農山村地域調査

事 項	変 更 点	変更理由等																		
1 調査期日	沖縄県については、農業状況の違いから調査期日を12月1日としていたが、全国統一して調査期日を2月1日とする。	農業状況の変化から調査期日を12月1日とする必然性が弱まり、調査期日を統一することにより調査事務を一元化し、調査の効率的実施を図る。																		
2 調査方法等	「農山村地域調査」は、これまで農林水産省地方統計組織職員の聞き取り調査により行っていた。これを市区町村用については郵送調査に変更し、農業集落用については調査員調査に変更する。	国家公務員の総人件費改革による農林水産統計分野の大幅な人員削減に対応するため、職員調査によらない調査方法により実施する。																		
3 調査項目	<p>2010年世界農林業センサス農山村地域調査の調査項目の相違点は、「調査票新旧対照表(案)(2)農山村地域調査」を参照。</p> <p>なお、調査項目数を前回と比較すると、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="443 863 1240 967"> <thead> <tr> <th>調 査</th> <th>2005年</th> <th>2010年</th> <th>新規</th> <th>削除</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農山村地域調査(市区町村用)</td> <td>37</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>27</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>農山村地域調査(農業集落用)</td> <td>32</td> <td>15</td> <td>4</td> <td>21</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table>	調 査	2005年	2010年	新規	削除	増減	農山村地域調査(市区町村用)	37	11	1	27	26	農山村地域調査(農業集落用)	32	15	4	21	17	農山村地域の基本構造の把握に必要な基本的な項目の把握に重点化するとともに、政策的な利活用状況を踏まえ、行政記録情報や他の統計調査などで把握可能な調査項目については簡素化又は廃止を行い、調査客体への負担軽減を図る。
調 査	2005年	2010年	新規	削除	増減															
農山村地域調査(市区町村用)	37	11	1	27	26															
農山村地域調査(農業集落用)	32	15	4	21	17															
4 集計及び報告	行政記録情報(法制上の地域指定等)を活用し、統計を作成・報告する。	行政記録情報の活用により調査客体の負担軽減及び集計作業の効率化を図る。																		